

議案第 76 号

定住自立圏形成協定の一部変更について

笠置町と締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更することについて、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 17 年伊賀市条例第 44 号）第 2 条第 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成28年10月4日に伊賀市（以下「甲」という。）と笠置町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の3教育の表文化・スポーツ活動の振興の項の前に次のように加える。

教育環境の整備	圏域内での高校進学については、連携自治体の多様な進学希望に対応できるよう、各自治体の枠を越えた進学先の拡大を進めることで、将来的な圏域内就職に繋がるよう取り組む。	乙と連携し、関係府県への働きかけを強化する。	甲と連携し、関係府県への働きかけを強化する。
---------	---	------------------------	------------------------

別表第1の4産業振興の表広域観光事業の項の前に次のように加える。

就労支援と雇用の確保	圏域内の企業情報を共有することで、圏域内企業への就業率を向上させるとともに、多様な就業形態を必要とする女性、障がい者、中高年齢層などが希望する仕事に就けるよう能力開発及び就業へのマッチングに向けて取り組む。	乙及び関係団体、関係機関との連携を強化し、雇用情報の収集及び提供を行い、雇用創出に繋がる活動を展開する。	甲及び関係団体、関係機関との連携を強化し、雇用創出に繋がる活動を展開する。
企業立地の促進	圏域内での労働需要に対応した労働環境を整えるため、安定した魅力ある雇用の場の確保及び雇用創出に取り組む。	乙と連携し、産業集積の形成及び活性化に必要な取組を行う。	甲と連携し、産業集積の形成及び活性化に必要な取組を行う。

別表第1の4産業振興の表広域観光事業の項の次に次のように加える。

地域ブランド創造促進事業	圏域内の特産品等のブランド力を強化し、地域資源を最大限に活用したブランドの確立による情報発信及び販路開拓に取り組む。	圏域内の特産品等の情報を共有し、新たなブランドの掘り起こし	圏域内の特産品等の情報を共有し、新たなブランドの掘り起こしを
--------------	--	-------------------------------	--------------------------------

		を図るとともに、イベントで共同出品など、乙と連携し、広くPRする。	を図るとともに、イベントでの共同出品など、甲と連携し、広くPRする。
--	--	-----------------------------------	------------------------------------

別表第2中「4 地域内外の住民との交流」を「5 地域内外の住民との交流」に改め、同表移住・交流施策の推進の項の次に次のように加える。

空き家の利活用	地域や目的に応じた空き家の利活用を推進するため、空き家バンクへの登録を促進し、連携自治体双方の情報を共有し、共同発信に努める。	圏域の空き家情報を、空き家バンクを通して乙と連携し、共同発信する。	空き家情報について甲に情報提供するとともに、圏域内の情報を発信する。
---------	---	-----------------------------------	------------------------------------

別表第2の3交通インフラの整備の表の次に次のように加える。

4 地産地消

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地産地消の推進と販路拡大	「道の駅」をはじめとする圏域内の主要施設等で、相互の特産品等の販売及びPRを行い、地場製品の消費拡大を図る。	乙と連携し、圏域内の特産品等の情報を共有し、広くPRを行い、学校給食等への導入や圏域内外でのイベントへ共同出展など、販路拡大に取り組む。	甲と連携し、圏域内の特産品等の情報を共有し、広くPRを行い、圏域内外でのイベントへ共同出展など、販路拡大に取り組む。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市

伊賀市長 岡 本 栄

乙 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1

笠置町

笠置町長 西 村 典 夫